

これでいいのか、日弁連！？ (法曹人口・広告規制)



法曹人口政策を変えるべきです！

日弁連は、年間約1500人の司法試験合格者数に対し「更なる減員を提言しなければならない状況にはない」といい(当面の対処方針)、1500人を大きく超える**1781人の司法試験合格者数**に対しても「注視していく」(会長談話)というのみです。

しかし、**2019年には、2005年と比べて、全裁判所の新受全事件数が3割減り、弁護士の人口が9割増え、弁護士の所得の中央値が4割減りました。日弁連の予測では全国の弁護士は、2029年には5万人を超え、2039年には6万人を超えます。**今年のような1700人以上の司法試験合格者数が続けば、日弁連の予想を更に超えて弁護士が増えることとなります。弁護士の仕事が減っており、国民の人口も減っていくのに、弁護士だけが増え続けるのです。

このままでは、**弁護士の経済的基盤が脆弱化し続け、人権擁護の担い手たる弁護士の持続可能性が失われていく一方です。**

司法試験合格者数を年間1000人以下とするよう、速やかに日弁連の法曹人口政策を変えるべきです。

広告規制を見直すべきです！

日弁連は「元々面談が物理的にはできないような遠方に所在する債務者から受任し、直接面談による事情聴取を行わず、**結果的に家計状況を無視した任意整理を選択して破産に移行せざるを得ないようなケース**」、「破産事件を引き続き受任することなく**放り出してしまおうようなケース**」との事例を紹介しました(令和5年3月、アンケート依頼文より抜粋)。平成29年には法律事務所の広告が**景表法違反**として措置命令の対象となり、今年12月には**ホームページに国際ロマンス詐欺の被害者救済を掲げていた**弁護士が、名義貸しの疑いで逮捕されたと報道されました。

今年6月の日弁連総会では「**高額な広告料を要する広告は、大量販売・大量消費を前提とするものであって、弁護士業務には馴染まない**」との声もあがりました。

日弁連が、このような広告の問題を放置していれば、いずれ国民から手厳しい批判を受けることになり、弁護士自治を揺るがしかねない事態にもなりかねません。

弁護士に対する国民の信頼が失われないよう、金額面・内容面を含めて広告規制を見直すべきです。

おわびと訂正

当会からのご案内に五十嵐二葉先生を賛同者として記載しましたが、誤りでした。ここに訂正するとともに、おわびいたします。今後は、なお一層の注意をもって取り組みます。

【カン(洗口座) 三井住友銀行伊丹支店 普通預金「5055933」 「変えよう会 会計 武本夕香子」

カエヨウカイ カイケイ タケモトユカコ

「変えよう！会」のメンバーリストにぜひご登録ください！

お名前・所属単位会・登録期をご明記の上、件名「変えよう！会ML」で tsai676@nifty.com に

メールをいただければ幸いです。変えよう！会ホームページは<http://www.change-nichibenren.com/>



チェンジ日弁連

